

第2章 観光立国の実現と美しい国づくり

第1節 観光をめぐる動向

1 観光立国の意義

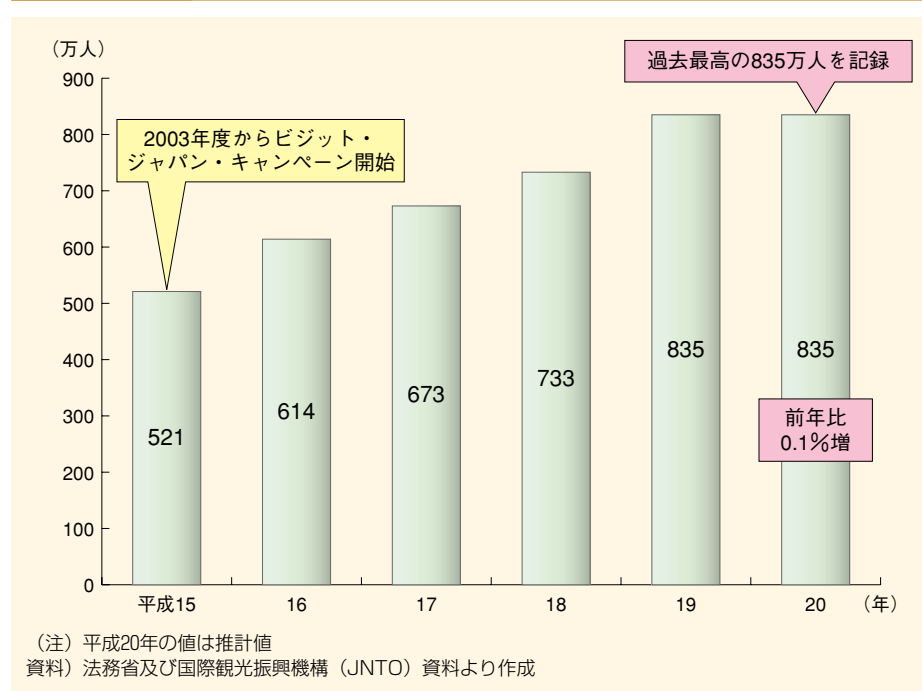
観光は、地域経済の活性化、雇用の機会の増大等、国民経済のあらゆる領域にわたりその発展に奇与するとともに、国際相互理解を増進するという意義を有するものであり、観光立国の実現は、我が国の21世紀の国づくりの柱として重要なものである。

2 観光の現状

(1) 国民の観光の動向

平成19年度の国民一人当たり国内宿泊観光旅行宿泊数は2.42回であり、前年度(2.72回)に比べ減少している。この結果、国民による国内旅行消費額は20.24兆円と、前年度(20.42兆円)に比べ減少した。他方、19年の国民の海外旅行者数の減少等により、19年度の国民の海外旅行消費額は6.11兆円と、前年度(6.17兆円)に比べて減少した。また、20年の日本人海外旅行者数は、前年比7.6%減(約131万人減)の約1,599万人となった。

図表Ⅱ-2-1-1 外国人の訪問旅行の動向



(2) 外国人の訪日旅行の動向

平成19年の訪日外国人旅行者数の増加等に伴い、19年度の訪日外国人旅行消費額は、前年度比8.7%増(0.12兆円増)の1.48兆円となった。

20年の訪日外国人旅客数は、ビジット・ジャパン・キャンペーンの取組み等を背景として、前年比0.1%増(約5千人増)の約835万人となった。この結果、訪日外国人旅行者数と日本人海外旅行者数は下半期に景気後退、円高の影響を受けたものの、過去最高を記録した。

(3) 観光産業の動向

① 旅行業

平成19年度の主要旅行業者63社の取扱額は、前年度比2.4%増の約6兆8,180億円となった。

海外旅行については、円安基調であったが、前年度比1.4%増の約2兆7,033億円となり、中国や台湾等への旅行が好調であった。外国人旅行については、ビジット・ジャパン・キャンペーン宣伝効果や円安基調等により、アジアを中心に大幅に増加し、前年度比26.4%増の約627億円となった。国内旅行については、前年度比2.8%増の約4兆519億円となった。

② ホテル・旅館業

平成19年度の主要登録ホテルの客室利用率は、全国平均で74.3%となった。また、主要登録ホテル・旅館のうち赤字施設の割合は、ホテルで29.0%、旅館で34.9%となり、前年度に比べ、それぞれ0.7ポイント減、3.5ポイント減となった。

第2節 観光立国の実現に向けた取組み

平成18年12月に観光立国推進基本法が成立するとともに、19年6月には観光立国推進基本計画が閣議決定されているが、国を挙げて観光立国の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、20年10月に「観光庁」が発足した。今後、観光庁を中心として、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成、観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成、国際観光の振興、観光旅行促進のための環境整備に取組み、観光立国の実現を目指していくこととしている。

1 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

① 滞在力のある観光地づくり

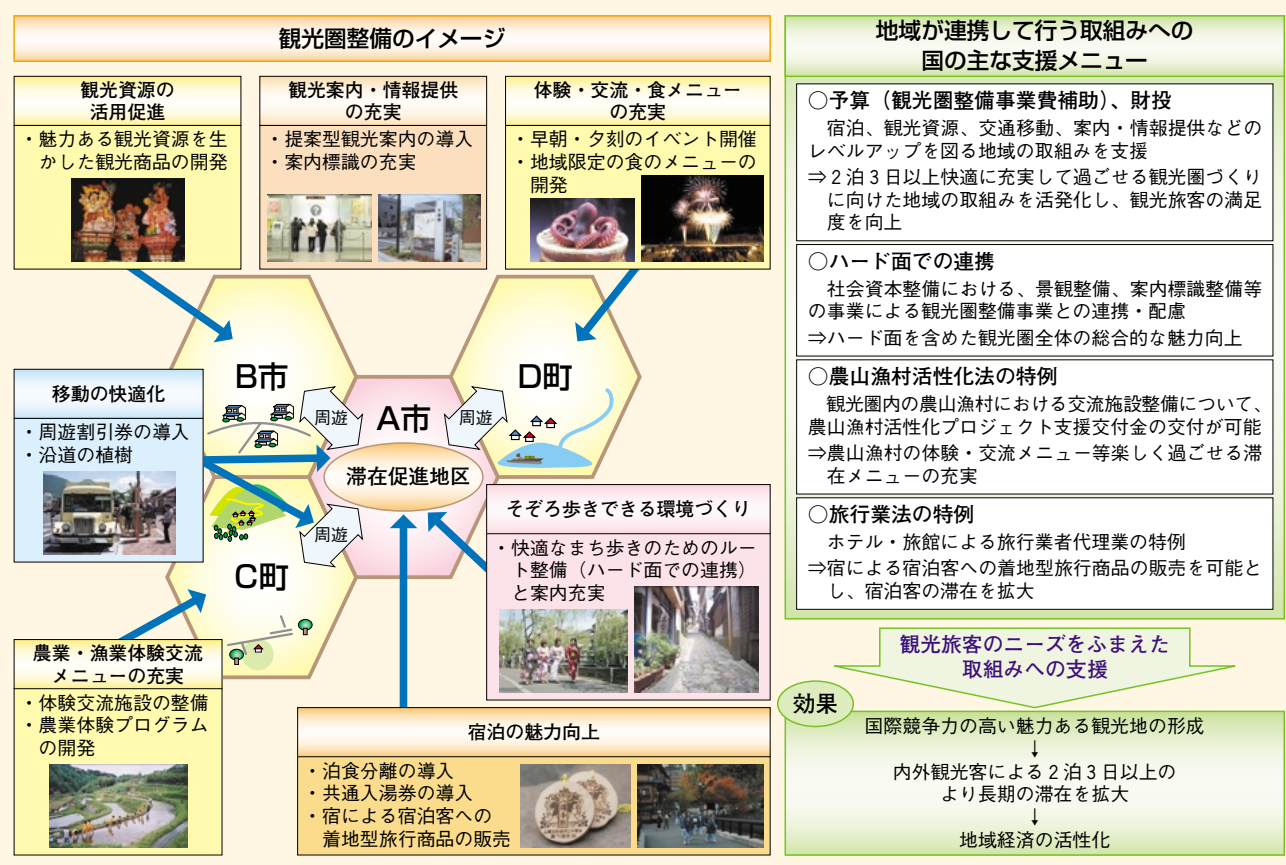
「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(観光圏整備法)」が平成20年7月に施行され、観光地が広域的に連携した「観光圏」を整備し、国内外の観光客が2泊3日以上滞在できるエリアの形成を目指すこととされた。国は地域が連携して行う取組みに対して総合的な支援をしており、観光圏整備事業補助制度(注)では、民間組織が実施する宿泊魅力向上事業や観光資源活用事業等について、農山漁村活性化プロジェクト交付金による事業と連携しつつ支援を行い、20年度は、観光圏整備実施計画を16件認定した。

また、観光を軸とした地域づくりの取組みを所管の事業や施策により総合的に支援する観光地域づくり実践プランにおいては、観光圏の形成を図ろうとする地域の立ち上げ段階や、観光圏整備事業の円滑な実施促進に係る社会資本整備事業について支援を行っている。なお、地域の観光まちづくりに関する優れた事例を掲載した事例集を取りまとめ、内外に情報発信し、地域の観光地づくりの取組みをサポートしている。

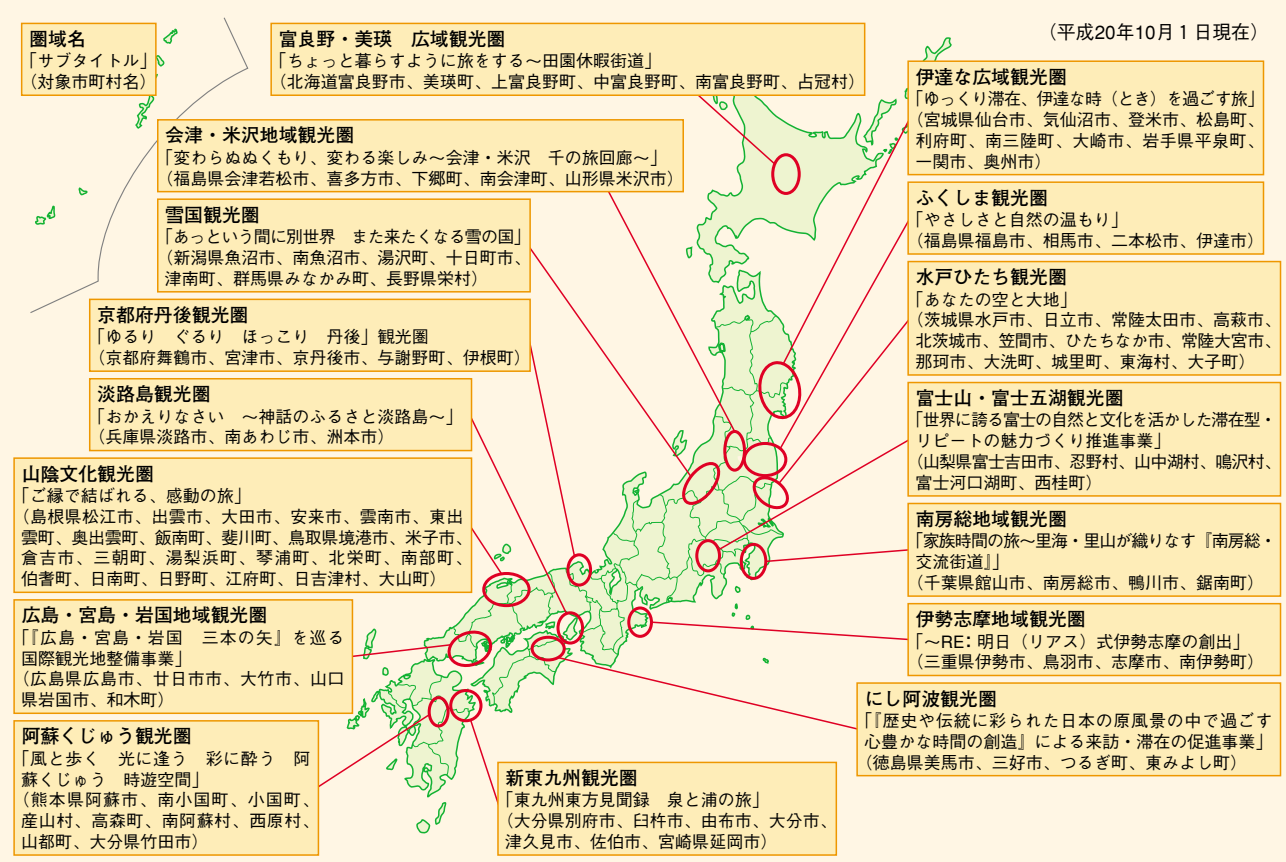
さらに、地域の観光関係者と旅行会社の連携・協働による地域の観光魅力を生かした旅行商品の創出を促進するため、20年度も引き続き「観光まちづくりアドバイザー会議」を全国10ブロックに設置し、15地域の自治体・観光関係団体・NPO等に対して集中的なコンサルティングを実施している。

(注) 地方公共団体が作成する観光圏整備計画に沿って観光整備事業を行う者が観光圏整備実施計画を作成し、国土交通大臣から認定され、さらに第三者委員会である観光圏整備事業検討会の推薦を受け、採択されると、事業経費の補助支援を受けることができる。

図表Ⅱ-2-2-1 観光圏整備による観光旅客の長期滞在の促進



図表Ⅱ-2-2-2 観光圏整備実施計画認定地域（16地域）



② 「観光地域プロデューサー」モデル事業の実施

地域一体となった観光振興の取組みを牽引する人材を発掘し育成した上で、その人材を欲している地域への橋渡しを行う「観光地域プロデューサー」モデル事業として、平成20年度は新たに3地域3名を選定し、昨年度選定と合わせて8地域8名となった。また、「観光地域プロデューサー」希望者と地域の情報を一元管理する「観光地域プロデューサー・データベース」の試行的運用を開始した。

2 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成

(1) 宿泊産業の活性化

宿泊産業をはじめとする観光産業の新たなビジネスモデルを構築し、普及・啓発するため、平成20年度から客室稼働率の向上や業務の共同化・効率化等に関する6件の実証事業を実施し、データの収集・分析等を行った。

(2) 観光の振興に寄与する人材の育成

① 観光カリスマ塾の開催

観光地域の活性化の核となる人材育成のため、全国各地の観光カリスマ(注)を講師として迎え、成功ノウハウの伝授、現場体験活動等を行う観光カリスマ塾を、平成20年度は、鹿児島県指宿市等8地区で開催した。

② 観光関係人材育成のための産学官連携方策の推進

観光学部・学科を有する大学、業界団体、関係省庁からなる「観光関係人材育成のための産学官連携検討会議」を開催し、人材育成に関する情報や課題の共有を進めるとともに、「インターンシップモデル事業」の実施や「カリキュラムワーキンググループ」の設置等、観光産業を担う人材育成の取組みを推進している。

③ 観光地域づくり人材を育成する取組みの支援

各地域における観光地域づくりを担う人材を育成するために、平成20年6月に「観光地域づくり人材育成シンポジウム」を開催するとともに、同年10月に「観光地域づくり人材育成支援メーリングリスト」を開設し、観光地域づくり人材育成に取り組む団体や組織のネットワーク化を進めている。

④ 観光立国教育の推進

子供たちの「旅をする心」を育み、また「将来の地域づくりの担い手」を育成するため、児童・生徒によるボランティアガイドの普及を促進するとともに、「観光立国教育」の推進を図っている。

3 国際観光の振興

(1) ビジット・ジャパン・キャンペーンの高度化

訪日外国人旅行者数を平成22年までに1,000万人にするの目標を達成するため、日本の観光魅力を海外に発信するとともに、訪日旅行者の満足度向上に取り組むビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクトを官民一体となって進めている。

フランスについては、日仏観光交流年として、東京や京都だけではなく、金沢、高山、高野山、直島といった潜在的な旅行需要を備えた地域を選定し、重点的にプロモーションを行った。これらの事

(注) 観光地の魅力を高め、観光振興を成功に導いた人々として、関係省庁と連携した「観光カリスマ百選」選定委員会において認定された観光カリスマが全国で活躍している。

業により、訪日フランス人旅行者数は推計で約14.8万人（対前年比7.1%増）となった。

韓国については、日韓観光交流年として、ビジット・ジャパン・キャンペーン韓国観光親善大使ユンナさんをメインキャラクターとしたCMの放映や日韓交流おまつり等でのステージイベントを通じて、両国の文化交流の架け橋となるようなプロモーションを行った。これらの事業は、20年秋以降の、ウォン安、株価の下落等により、外国への旅行意欲が落ち込む中、減少幅を縮めるのに貢献した。また、20年6月に韓国・釜山にて、第3回日中韓観光大臣会合を開催し、日中韓三国の交流人口を22年までに1,700万人とするために、共同プロモーションの推進や国際相互利用可能な観光客向けICカード等の決裁システム構築に向けた協力を進めるなど3国間の連携強化を図った。さらに、21年3月13日の「観光立国推進戦略会議」からの提言を受け、32年に訪日外国人旅行者2,000万人という目標達成のため、日本の多様な魅力を発掘し、磨き上げ、「第二の開国」ともいえる社会構造への転換により観光立国に向けた取組みを進めていく。

(2) 国際会議の開催・誘致の推進

日本における国際会議の開催件数を平成23年までに5割以上増やし、アジアにおける最大の開催国を目指すとの目標を達成するため、19年5月に取りまとめられた「国際会議の開催・誘致推進による国際交流拡大プログラム」に基づいて、産学官一体となって国際会議の開催・誘致に取り組んでいる。

観光庁では、コンサルティング窓口を設置し、関係省庁と連携した誘致活動の支援を実施している。また、国際会議適地としての我が国の認知度を向上させるため、コンベンション見本市への出展や、キーパーソンの招請を行うとともに、誘致戦略マニュアルの作成等ソフトインフラの整備を実施している。20年からは開催国の決定権者に対する働きかけ等を行うために実施される説明会、レセプション等の誘致活動等について、観光庁が共催することにより支援を行っている。

(3) 外国人観光客の受入れ体制の確保

公共交通事業者等の取組みとして、主に都市部の地下鉄等において、路線名と駅名にアルファベットや数字を併記するナンバリング（番号制）が導入されるなど、外国人旅行者の利便性の向上が図られている。これらの取組みをより一層促進するため、「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（外客旅行容易化法）」では、公共交通事業者等に対して、情報提供促進措置^(注)を講じるよう努力義務を課しており、特に、外国人旅行者の利用が多く見込まれる区間については同措置を講ずべき区間として観光庁長官が指定し、これに該当する公共交通事業者等（249事業者）に対して情報提供促進実施計画の作成・実施を義務付けている。

(注) 外国人旅行者が公共交通機関を円滑に利用するために必要な、外国語等による情報の提供を促進するための措置

パリ市内観光バスラッピング広告



外国人旅行者に対して報酬を得て通訳案内を行う通訳ガイドについては、外国人観光旅客に対する接遇の向上を図り国際観光振興に寄与するため、「通訳案内士法」に基づき通訳案内士試験を実施しており、平成20年4月現在、通訳案内士登録者数は12,190人となっている。また、地域限定通訳案内士については、19年度の岩手県、静岡県、長崎県、沖縄県に加え、20年度から北海道及び栃木県による試験実施を支援している。

また、外国人旅行者の受入れ体制に関する仕組みの構築及び外国人に対する日本の魅力の発信といった努力に公的評価を付与することにより、訪日促進の諸活動が広がることを期待し、一層の外国人旅行者の訪日を推進するため、他の関係者の手本となる優れた取組みを行った者を「YŌKOSO! JAPAN大使」として、21年2月までに国土交通大臣が39名を任命した。他方、「国際観光ホテル整備法」に基づき、ハード・ソフトの両面から見て訪日外国人旅行者の宿泊に適したホテル・旅館の登録を行い、税制特例措置等の適用等による支援を行っている。20年10月末現在、1,110軒のホテル及び1,959軒の旅館が登録されている。

4 観光旅行の促進のための環境の整備

(1) 休暇の取得促進・旅行需要の平準化等

休暇の取得と一体となった国内旅行の需要を喚起するための取組みとして、国内旅行需要の創出・平準化に関するベストプラクティス集の作成、有識者会議の開催等の普及啓発活動を進めた。

また、(社)日本ツーリズム産業団体連合会は、特定の時季に集中しがちな休暇の分散を促進するため、「1週間バカンスキャンペーン」を実施し、平成20年度は、ポスター等の広報活動等を実施した。

「1週間バカンス」キャンペーン共通ロゴマーク



(2) ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光の促進

ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光を促進するため、ユニバーサルデザインに配慮した旅行商品・旅行システムのあり方及び観光地のユニバーサルデザイン化のための手引き集を平成20年3月に策定し、その普及・啓発活動に取り組んでいる。

(3) 観光地の情報提供のためのシステム開発等

観光客への情報提供の高度化による移動支援の先進的な取組みを支援するため、様々な観光情報提供手段が補完・連携できるような実証実験（まちめぐりナビプロジェクト）を実施しており、平成20年度は20地域を選定した。

(4) 旅行取引を取り巻く環境の変化に対応した消費者保護への取組み

平成20年度は、航空会社による燃油サーチャージの賦課が恒常化している状況を踏まえ、旅行取引における取扱いについても広告や契約書面に燃油サーチャージを含めた旅行代金を表示するなど、旅行者にわかりやすい表示を行うよう旅行者等に周知徹底した。

(5) 日本人の海外旅行促進のための取組み

平成20年12月に観光庁において取りまとめた、「国民の海外旅行容易化に向けた取組み」、「若年層向け対策」、「VWC事業等と連携したTwo Way Tourismの推進」の3つを柱とする「当面のアウトバウンド施策について」に基づき、官民一体で取り組むべき課題について、関係者と連携しつつ取り組んでいる。また、海外旅行者の安全を確保するため観光庁は、外務省等と緊密な連絡をとりつつ、海外旅行者に対する渡航情報の周知徹底や、旅行業者の緊急連絡体制の整備を図っている。

(6) 新たな旅行形態の創出等

エコツーリズムやグリーンツーリズム等の地域の独自の魅力を生かした「ニューツーリズム」の創出と流通を促進するため、平成19年度に引き続き、実証事業の実施等により「ニューツーリズム」市場の形成を支援するとともに、観光関係者等に対するセミナーの開催等により、「ニューツーリズム」市場の育成を図っている。

また、自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムの一層の普及・定着を図るため、「エコツーリズム推進法」に基づく政府の基本方針を作成し、20年6月に閣議決定された。

沖縄県屋我地島（やがじじま）のエコツアー風景



(7) 観光統計の整備

従来の観光統計は、包括的な統計が存在せず、また、統計作成の上での統一的な基準がないなどの問題があり、観光政策の立案や検証に十分活用できていないため、平成19年1月調査から「宿泊旅行統計調査」（承認統計）を四半期ごとに実施し、都道府県単位で比較可能な延べ宿泊者数・延べ外国人宿泊者数等のデータを把握・公表している。また、20年度は、都道府県における観光入込客数等の調査手法の検討やTSA^(注1)の本格導入についての検討を行っている。

また、「屋外広告物法」の改正による屋外広告業の登録制度の導入や景観行政団体である市町村による屋外広告物条例の制定（20年4月現在20団体で条例を制定済み）等の屋外広告物行政が進められている。さらに、「都市緑地法」に基づく緑化地域制度が名古屋市において全国で初めて適用されるなど、良好な景観の形成と緑豊かで暮らしやすいまちづくり等を推進している。

なお、「都市計画法」や「建築基準法」に基づく規制・誘導方策についても、地方公共団体による良好な景観の形成に配慮した運用が求められている。

(2) 景観アセスメント（景観評価）システムの運用

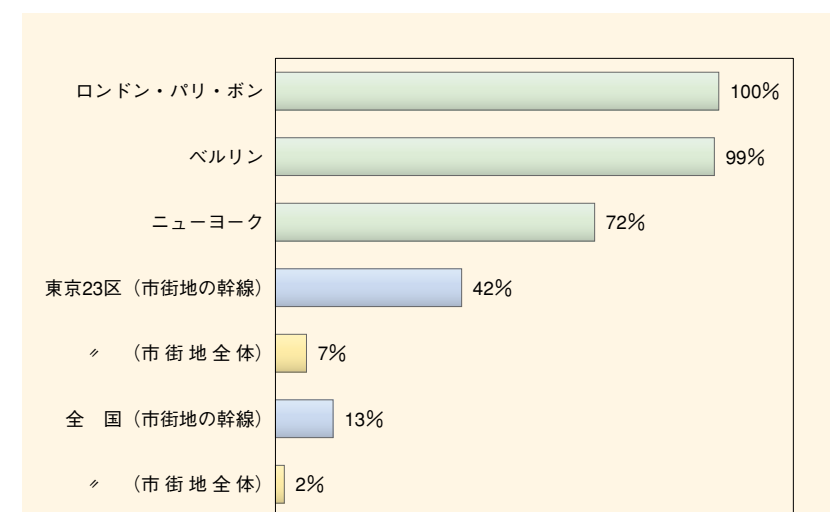
景観に配慮した社会資本整備を進めるため、事業の影響を受ける地域住民や学識経験者等の多様な意見を聴取しつつ景観評価を行い、事業案に反映させる景観アセスメント（景観評価）システムについて、平成19年度より本格運用を開始している。

2 誇りを持てる魅力的な景観形成

(1) 無電柱化の推進

安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上、都市災害の防止、観光振興、地域活性化等を図るため、無電柱化推進計画（平成16～20年）に基づき、まちなかの幹線道路に加え、主要な非幹線道路も含めて面的に無電柱化を推進している。

図表Ⅱ-2-3-1 欧米と日本の主要都市の無電柱化の現状



(注) 1 海外の都市は電気事業連合会調べによる1977年の状況（ケーブル延長ベース）
 2 日本の状況は国土交通省調べによる平成19年度末速報値（道路延長ベース）
 3 幹線（幹線道路）：市街地の一般国道、都道府県道
 全 体：市街地の道路

(2) 「日本風景街道」の推進

多様な主体による協働のもと、道を舞台に、地域資源を活かした美しい国土景観の形成を図り、観光の振興や地域の活性化に寄与することを目的とする「日本風景街道」を推進している。平成21年2月末現在105ルートが日本風景街道として登録されており、これらのルートについて道路を活用した美しい景観形成や地域の魅力向上に資する活動を支援している。

(3) 水辺空間等の整備の推進

河川が有する固有の自然・文化・歴史等に合わせ、「多自然川づくり」や「かわまちづくり」、「水辺の楽校」等により、誰もが身近な自然空間として利用できるような親水性、景観性のある河川整備を推進している。

また、新世代下水道支援事業制度により、公共下水道雨水渠等の空間を活用したせせらぎ水路の整備や、下水処理水をせせらぎ用水として活用するための施設整備等により、下水道の持つ施設空間や下水処理水を活用した水辺の再生・創出に取り組んでいる。加えて、汚水処理の適切な実施により、良好な水環境を保全・創出している。

第3節 良好な景観形成等美しい国づくり

1 良好な景観の形成

(1) 景観緑三法に基づく取組みの推進

良好な景観形成への取組みを総合的かつ体系的に推進するため、いわゆる景観緑三法^(注2)が施行され、平成20年10月現在、「景観法」に基づく景観行政団体^(注3)は363団体に増加し、景観計画は131団体で策定されている。

(注1) TSA (Tourism Satellite Accounts ; 旅行・観光サテライト勘定) は、国民経済計算体系 (SNA) のサテライト計算のひとつとして「93年国民経済計算体系」(SNA93) に位置づけられている。これは、特別な経済活動（環境、家事等）を体系付けるサブ・システムであり、GDP統計等との整合性・比較可能性を保ちつつ、新しい経済概念に対応していく枠組みである。

(注2) 景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律

(注3) 都道府県、政令指定都市、中核市又は都道府県知事と協議、その同意を得て景観行政をつかさどる市町村をいう。

(4) 良好な景観形成を推進するための機動的な支援

良好な景観形成とこれによる観光立国の推進に資するため、歴史的街なみの保全や電線類の地中化等の良好な景観形成を図る各府省の事業に対して、景観形成事業推進費による年度途中の機動的な予算措置を行うことにより、効果的な実施の支援等を図っている。

3 自然・歴史・文化を活かした地域づくり

①国家的記念事業や我が国固有の文化的資産の保存・活用

国家的な記念行事、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため、閣議決定を経て設置する国営公園の整備を推進しており、国営昭和記念公園をはじめ、5公園が開園している。平成20年度には、平城宮跡について、一層の保存、活用を図るため、「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園平城宮跡区域」として整備することが閣議決定され、事業に着手した。

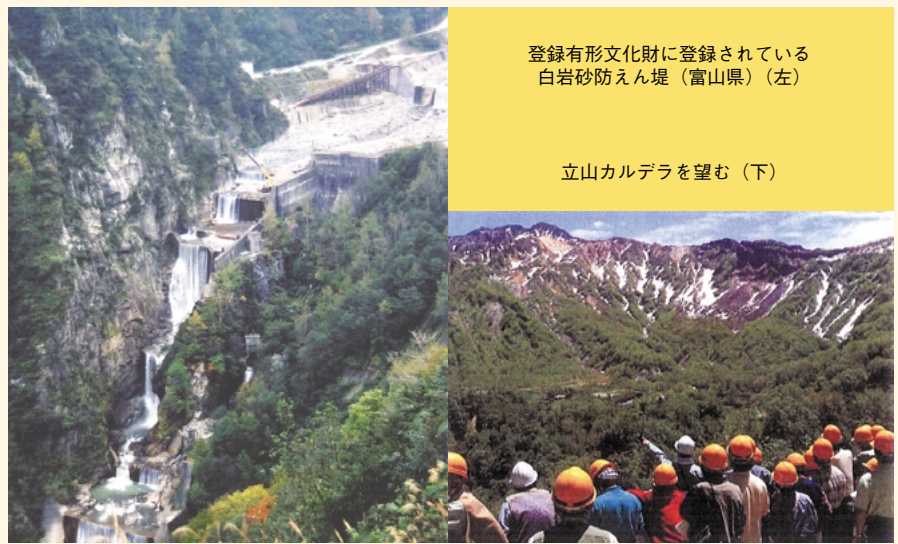
②古都における歴史的風土の保存

京都市、奈良市、鎌倉市等の古都においては、古都保存法に基づき、建築物等の新・増・改築、宅地の造成等行為の制限を行うとともに、土地の買入れ等の古都保存事業や普及啓発活動等を実施することにより、歴史的風土の保存を図っている。

③歴史的な公共建造物等の保存・活用

地域のまちづくりに寄与するために、長く地域に親しまれてきた歴史的な官庁施設の保全・活用を推進するとともに、歴史的砂防関係施設及びその周辺環境一帯を地域の観光資源の核として位置づけ、環境整備を行うなど、新たな交流の場の形成に資する取組みを促進している。

地域を守る歴史的砂防設備



登録有形文化財に登録されている
白岩砂防えん堤（富山県）（左）

立山カルデラを望む（下）

④歴史的風致の維持及び向上によるまちづくりの推進

城、神社等の歴史的な建物や町家、武家屋敷等のまちなみと、祭礼行事等の歴史や伝統を反映した活動といった地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを国が支援する「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」が平成20年11月4日に施行された。まちづくり行政と文化財行政が連携し、市町村に対する総合的な支援を行っている。